

NO NUKES まちの便り まちの声

非核平和自治体情報誌

2021.1.15 第24号

発行：非核の政府を求める京都の会

●地震は止められないが、原発は止められる！
—京都地裁の大飯原発差止訴訟の現状—



●オーストリアのゆるぎない反原子力政治



特集：大飯原発差止訴訟の現状、オーストリアの反原子力政治

—目 次—

原発を止めるのは最後は住民・市民の意思！

—京都地裁の大飯原発差止訴訟の現状—.....2 頁

渡辺輝人（弁護士、京都脱原発弁護団事務局長）

連載：「世界における非核・脱原発への挑戦④」

オーストリアの反原子力政治

—ゆるぎない反原子力政策の推進へ—.....5 頁

若尾祐司（名古屋大学名誉教授）

連載：原発のない日本を求めて、講演行脚②

全原発の耐震基準が過小評価！

—設置許可取消し大阪地裁判決が示すこと—.....7 頁

市川章人（日本科学者会議会員、当会常任世話人）

原発を止めるのは最後は住民・市民の意思！ —京都地裁の大飯原発差止訴訟の現状—

渡辺輝人(弁護士、京都脱原発弁護団事務局長)

第1 原発を巡る情勢認識

1 金品受領問題

2019年は、高浜町の元助役・故森山栄治から関西電力の歴代幹部20人が3億2千万円の金品を受け取っていたことが判明し、その他の職員や福井県の職員まで、広範な汚職の一端が明らかになった。最も多くの金品を受領していた幹部は原発部門の歴代トップである。関西電力は13～18年の間に65億円もの工事を吉田開発に発注しており、その際、高浜原発の再稼働の必要性が随意契約の理由とされていた(2019.10.4 朝日)。原子力発電やその安全性が汚職にまみれた腐敗の上に成り立っている事実については、深い追及が必要であり、今後、訴訟でも書面を書く予定である。

2 原発再稼働問題・新增設問題

若狭湾では、美浜1、2号機、敦賀1号機、高速増殖炉もんじゅの廃炉が決定している。敦賀原発2号機も直下に活断層の可能性を指摘されており、データ改ざんの発覚もあって、ますます再稼働が困難になっている。2017年12月、大飯原発1、2号機も100万キロワット級の原発としては、全国で初めて廃炉が決定された。京都脱原発弁護団・原告団による大飯原発差止訴訟では、これらの号機の運転差止も求めており、訴訟との関係で直接的な成果となった。紆余曲折を経ながらも、多数の原発の廃炉が決まりつつあることは、これまでの国民的な世論と運動の成果と言える。

一方、若狭湾の原発については、現在、高浜原発3、4号機が再稼働している。大飯原発についても

3、4号機が2018年に再稼働した。また、高浜1、2号機、美浜3号機が40年超の審査に合格している。再稼働の動きも益々強まっている。

このような審査に合格／実際に再稼働した原発については弱点もある。「審査合格後5年」から「稼働後5年」と猶予が延長されてきた「特重施設」について、原子力規制委員会は、再度の延長を認めない方針を出した。マスコミ報道では「テロ対策設備」とされているが、直流電源の複線化やフィルターつきベントの設備の設置など安全対策を含んだものであり、報道の仕方が極めて不正確である。工事の遅れにより高浜原発3・4号機が2020年8月、10月に順次停止し、美浜3、大飯3・4も順次停止する可能性がある(全体的な状況は東京新聞6月15日「テロ対策遅れで川内1号機停止へ 各地の原発、波及の可能性」から抜粋した左記表)。

経済産業省は2018年の「エネルギー基本計画」の策定作業の中で、原発の新増設に踏み込む姿勢を見せたものの、結局、実現できなかった。これも国民世論と原発推進勢力のせめぎ合いの中での成果と見るべきである。同計画は3年ごとに更新される関係で今年が更新の年である。二酸化炭素削減の政府の政策との関係で、原発の再稼働に言及した計画にされる可能性が十分にある。若狭湾では日本原電の敦賀原子力発電所3号機、4号機などが建築途中(整地はしてあるように見える)であり、原発の新増設が政策化された場合、大きな問題となりうる。批判する必要がある。

3 司法の流れ

政府の原発再稼働に向けた姿勢を受け、近年、差し止め方向の判断を覆す司法判断が相次いでいるが、新規基準(火山ガイド)を不合理としながら社会通念に根拠をおいて稼働を是としたり(広島高裁)、クリフエッジを超える地震動の発生を否定できず本質的に予測困難なものとしながらそれへの対応を政策問題にしたり(高裁金沢支部)、司法が自らの役割を投げ出す事態が続いている。



<大飯原発>関西電力 HP より

そのようなか、2020年12月4日、大阪地方裁判所が大飯原発3、4号機の設置許可処分を取り消す判決を出した。原子力規制委員会が制定した「基準地震動及び耐震設計方針に係

る審査ガイド」(以下「地震動審査ガイド」という。)によれば、地震規模の設定に用いる経験式は平均値としての地震規模を与えるものであり、経験式が有するばらつきも考慮されている必要があるが、経験式に基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとしたことは、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると判示したものである。福島第一原子力発電所事故後初めて原発の設置(変更)許可処分を取り消した判決としたものであり、原子力規制委員会の行政執行に大きな疑問を投げかけたものであり、評価できる。

4 国内の原発産業の状況

脱原発とは、国内に原発推進勢力がいなくなることを意味する。原発推進勢力の大本は、原発製造メーカーである。

この間、日立(英国)、三菱(トルコ)の原発輸出は採算がとれないためにとん挫した。東芝の経営破綻の原因が原発であったことが明白になり、同社は、原発とともにますます凋落していく可能性がある。原発部門が重荷になっているのは三菱、日立も同様であり、日本の原発メーカーは、国内・国外を通じて、原発の建造について全く将来展望のない状態に置かれる。

日立の会長(現経団連会長)は、2018年10

テロ対策施設の設置期限と現状		
※各電力による		
	設置期限	4月時点での 超過見通し
九州電力 川内1、2号機	1号機 2020年3月17日 2号機 2020年5月21日	約1年
関西電力 高浜1、2号機	21年6月9日	約2.5年
関電 高浜3、4号機	3号機 20年8月3日 4号機 20年10月8日	約1年
関電 大飯3、4号機	22年8月24日	約1年
関電 美浜3号機	21年10月25日	約1.5年
四国電力 伊方3号機	21年3月22日	約1年
九電 玄海3、4号機	3号機 22年8月24日 4号機 22年9月13日	不明
日本原子力発電 東海第2原発	23年10月17日	不明

月、将来的な原発部門の三社統合に言及している。2019年年始の会見でも「国民が反対するものはつukれない。全員が反対するものをエネルギー業者や日立といったベンダー(設備納入業者)が無理につくることは民主国家ではない」という発言をした(共同通信2019年1月5日)。

ドイツでは脱原発が進むが、一方で、世論には、二酸化炭素の排出規制との関係で、原発廃止を停止する方向の揺り戻しも起きている。このような議論は日本でもされてきたし、環境問題への改めでの関心の高まりとともに、さらに注目を集める可能性がある。

原発を作らせない、輸出させない世論を今後も高めていく必要があるし、再生可能エネルギーの技術的な現状と展望を把握し、現実の政策課題に落とし込んでいくことも重要である。

第2 大飯原発差止訴訟の現状

1 主張の柱

京都地裁の大飯原発差止訴訟は、(1)巨大地震の予測不可能性ないいつ起きてもおかしくないこと、(2)大飯原発の敷地地盤の脆弱性、(3)避難計画の不備を主張の三つの柱に据えている。

2 大きな成果：廃炉

この間の一番大きな成果は、なんと言っても、関西電力が、訴訟で差止請求の対象としていた大飯原発1、2号機の再稼働を断念し、廃炉することを決定したことである。これは、自然現象ではなく、住民の運動、訴訟による圧迫などが同社に経営判断を迫ったものであり、我々が勝ち取ったものである。これを受け、弁護団原告団では、2019年11月28日の第25回口頭弁論で、同号機に対する差止請求を取り下げた。

3 この間の主張の状況

第25回期日以降、避難困難性との関係では、京都府南丹市美山町芦生に居住する民宿経営者の原告の経験から、過酷事故が起きた際に避難困難であることが語られた(第68準備書面)。また、同様に南丹市日吉町に在住する兼業農家の住民からも避難困難であることが語られた(第74準備書面)。弁護団では、避難計画の問題点について、新型コロナウイルス対応をできない点も含め、現状でのとりまとめの書面を提出した(第7



1 準備書面)。

地震関係では、関西電力の技術的な主張に対して反論をしている。また、2016年の熊本地震を踏まえた主張をしている(第70準備書面)。

第25回期日の後、新型コロナウイルスの影響で2020年2月に予定されていた期日が取消となり、2020年4月に裁判官が全員交代したことを受け、再開された同年9月9日の第26回弁論では、更新弁論を行い、竹本修三団長・京都大学名誉教授が、提訴時から繰り返している、内陸型の巨大地震の発生(予測不可能性)について講義のような弁論をし、また、福島敦子氏が本法廷で繰り返し言及している3.11後の避難及び避難生活の筆舌に尽くしがたい大変さを再度語った(福島氏の話について第74準備書面)。

同年12月8日の第27回口頭弁論では、火山対策の不備、特別重大事故等対処施設等に関する

新規規制基準への不適合の問題について弁論した(第72準備書面)。

4 今後の予定

次回の第28回口頭弁論は2021年2月25日14:30～に予定されている。ここでは、関西電力の金品受領問題についての弁論、大飯原発の敷地地盤の脆弱性についてのとりまとめの弁論、先の大飯地裁判決の評価などについて弁論を行う予定である。

このように、書面の提出はとりまとめの段階に入っており、今後、証人尋問に移行していく可能性もある。訴訟はいよいよ山場を迎える。運動であれ、訴訟であれ、原発を止めるのは最後は住民、市民の意思であり力である。京都脱原発弁護団・原告団に、より一層の結集とご支援を賜りたい。

※文中に記載した準備書面は原告団ホームページで閲覧できます。



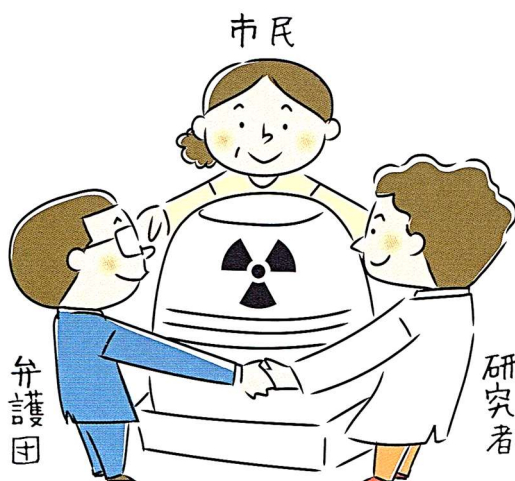
地震は止められないが、原発は止められると 集まった3,323人の市民

- ◆2011年3月の福島第一原発事故のあと国内の稼働原発はゼロになりました。
- ◆ところが、福井県にある関西電力・大飯原発は、当時の民主党政権のもと2012年7月に再稼働が強行されました。京都脱原発弁護団・原告団は、すべての原発を止める第一歩として、大飯原発の運転

差し止めと損害賠償を求め、2012年11月、京都地裁に1,107名の原告で提訴しました。その後の第6次までの追加原告募集で、現在は、3,323名の原告団となっています。

- ◆弁護団長は出口治男・弁護士，原告団長は竹本修三・京大名誉教授です。

市民の願い、弁護団の熱意、研究者の知恵を結集し 脱原発を実現しましょう!



- ◆裁判期日の開廷前には毎回、裁判所周辺のデモを行って、脱原発裁判の意義をアピールしています。

▼2019年11月 第25回口頭弁論の開廷前デモ



<京都脱原発原告団 HP より>

連載：「世界における非核・脱原発への挑戦④」

オーストリアの反原子力政治 —ゆるぎない反原子力政策の推進へ—

若尾祐司（名古屋大学名誉教授）

戦後オーストリアの反原子力の歩み

人口約 800 万人の欧州の小国オーストリアは、戦後、非核武装と永世中立を国家条約（憲法）にうたい、日本よりも遅れて 1955 年に独立を回復した。そして、1950・60 年代の高度経済成長を経て、1970 年代には石油危機に直面する。このエネルギー危機の時代、各国で原発建設が推進された。しかし、環境意識も高まり、オーストリアでは 1978 年国民投票で最初の原発の稼働が否決され、原子力によるエネルギー生産を禁止する「原子閉鎖法」が制定された。

その後、1986 年チェルノブイリ原発事故を経てソ連と東欧共産圏は解体し、オーストリアは 1995 年に EU とユーロラム（欧州原子力共同体）に加盟する。NATO には加盟せず、軍事的自立性を保持しての政治的・経済的な欧州への統合である。同時にユーロラム加盟への危惧から 1999 年、憲法典に「原子力なきオーストリア」が追記され、改めて反原子力が宣言された。

だが、一国内の反原子力宣言では不十分である。原子炉が生産する放射性物質は国境を知らず、自由に飛び交う。21 世紀に入って「原子力カルネサンス」の掛け声のもと、周辺諸国では原発建設や使用期間延長の原発推進政策が強化された。そうした動向への不安のさなかに、フクシマ核惨事の報が飛び込んできたのであった。

フクシマ核惨事とオーストリア

いち早く、2011 年 3 月 12 日付け日刊紙『スタンダード』に、反原発運動をけん引してきた放射線学者 P. ヴァイシュが論説を寄稿した。「フクシマ原発の重大な被害の後には、核破局の脅威が迫っている」「これまでの報道を見ると、すでに一部で炉心溶融が生じている」「1979 年にスリーマイル島で起こった事態である」と。そして 3 月 16 日、核工学者 R. パルヴェチが記者会見を行い、「相反する日本からの報告にもかかわらず…、1～3 号機の中ではすでに炉心溶融が始まっている。最新の成り行きから見て、1～3 号機の圧力容器はもはや故障していると考えなければならない」「日本の政府と IAEA は、もはやあり得ない『無償の格納容器』という発言で世界の世論を欺いてはならない。この地域（東アジア）の近隣

諸国に、破局の規模に関して正確な情報を提供し、住民を保護する措置が取れるようにすべきである」と。

3 月 21 日には下院で特別会議「フクシマ後のオーストリアと欧州のエネルギー政策の現実的展望」が開催され、政府側は改めて欧州の脱原発と再エネ開発の推進を表明した。3 月 31 日にはウィーン赤・緑市政の欧州脱原発提案が市議会で採択され、その上で 4 月 4 日、グローバル 2000（オーストリアの「地球の友」）など市民社会の諸組織、政府と議会、地方行政、研究者の諸分野を網羅して「反原子力頂上会議」が開催され、欧州の段階的脱原発計画、ユーロラムと IAEA の脱原発事業への方向付け、原発事故への経営者の無限責任、オーストリアの原発電力輸入禁止、といった指針が採択された。。

首都ウィーンのヒロシマ

翌 2012 年の夏、ウィーンを中心街にある大聖堂前の広場で、「ヒロシマ・デー」の催しに出会った。この催しは、1980 年代初めの反核運動の高揚期に、ウィーン大学の留学生（桑野由喜子氏）のイニシアチブで始まった。同氏は博士論文作成後に帰国し、その後は日本山妙法寺の増永行精師に引き継がれる。その行精師の話を聞くことができた。

行精師は 1945 年の生まれで、大学卒業時の世界旅行中に立ち寄ったインドで藤井日達師に出会い、入信した。以来、平和運動に精進し、1981 年には東京・広島・長崎行進から米国にわたり、第二回国連軍縮特別総会に向けてロサンゼルスからニューヨークへ 7 か月の行進、その後北欧にわたり、1982 年夏にウィーン入りした。その 9 月に、98 歳の日達師のウィーン来訪で仏舎利塔の建設が決まり、一年後に日達師が再度来訪して落成式が行われた。行精師は「逃げられない」ことになり、まず「できるまでいます」から、できたら「いるかい」と言われて居ることになり、ドナウ河岸に建設された仏舎利塔





<2012 年ウィーン・シュテファン広場のヒロシマ・デー:太鼓を打ち祈る増永行精師。手前の二本の帯は各国からの平和メッセージ>

(Vienna Peace Pagoda で検索可) の傍らに掘っ立て小屋を建て、上下水道なしの生活から始めたという。以来、40 年近くにわたり「ヒロシマ・デー」を、さらに 80 年代後半からは仏舎利塔前で「ナガサキ・デー」の慰霊祭を、参加者の「完全自弁制」で行ってきた。「拝んでいると人が集まり」、かつてはドナウ川に灯籠を流すこともできた、という。



<同前:中央に白髪のクラウス・レノルドナー氏。歌やスピーチ交じりの午後の後で、夕刻からのデモ行進が定例化>

その行精師によれば、「最初のころは原爆反対グループに原発反対を持っていくと違和感があった」という。しかし、この日マイクを握った K. レノルドナー氏は、核戦争防止国際医師会議 (IPPNW) のオーストリア支部を 1983 年に共同で立ち上げたが、その当初から反原爆・反原発の立場を鮮明にしていた。原爆と原発は原子力 (核分裂) のヤヌスの顔である。遅くともチェルノブイリ事故以後には、被ばく児童の惨状が広く知られ、ヒロシマ・ナガサキ、そして核実験とチェルノブイリの核被害、すなわちその

「人道的影響」の同質性が強く意識され、オーストリアでは平和運動と環境運動の垣根を越えて、「反原子力」の立場が共有されたのであった。

たしかに、オーストリアの欧州脱原発計画は、原発なしが EU 加盟国の多数とはいえ、フランスや東欧諸国の厚い壁にぶつかっている。原発推進を支える IAEA、フランス電力、ロスアトムなど原子力ロビーの議論は、相も変わらず、原発＝クリーンエネルギー論である。完全に破綻した主張であり、またコスト計算で再エネに対し、核エネに競争力はないことは明白である。したがって、核エネを断つ道は再エネ開発である。オーストリア政府は現在、2030 年までに自然・再エネ電力 100%の目標を掲げている。

核兵器禁止条約

他方、国際的レベルで大きく進展した反原子力のもう一つの課題は、核兵器禁止条約である。NPT 再検討会議との関連で、「核兵器の人的影響に関する国際会議」が 2013 年 3 月オスロ、2014 年 2 月メキシコで開かれ、第 3 回会議が 2014 年 12 月 9 日ウィーンで、28 歳の若き外相 S. クルツの主催で開催された。その前日、オーストリアの ICAN 主催で市民フォーラムが持たれ、各国の反核市民団体の代表 700 名余が参加して声明が取りまとめられた。声明文は翌日の国際会議で読み上げられ、これを大幅に取り入れ、オーストリア政府が責任を持つ同会議の議長取りまとめとして、核兵器を全面的に禁止する「オーストリアの誓約」が発せられた。

「オーストリアの誓約」は 2015 年 4 月の NPT 再検討会議に提出され、クルツ外相が 4 月 28 日の同会議に臨んだ。そして、これまでの議論では「長年にわたり核兵器の人的影響は、核軍縮や核不拡散の議論の核心にはなかった」とし、この人的影響の破局性から核兵器の全廃を求め、つぎのように結んだ。「この問題について注目されるのは、私たちの責任を満たそうと市民社会が政府と手を携えて重要な役割を果たしていることです。次の世代に対して、そのように一緒になって私たちは行動し、行動によって核兵器の引き起こす脅威を私たちの世界から除去する責任があるのです」。

これを起点とし、同年末の国連総会で核兵器禁止条約の交渉を進める決議が採択され、2017 年に同条約 (核兵器の開発・実験・製造・貯蔵・移譲・使用・威嚇・配備の禁止) が 122 カ国の賛成で採択された。クルツ首相の下で下院は、2018 年 3 月に全会一致で同条約を批准した。同条約は 2021 年 1 月に発効する。オーストリア国民は、ゆるぎなく反原子力戦略を推進している。

連載：原発のない日本を求めて、講演行脚②②

全原発の耐震基準が過小評価！

—設置許可取消し大阪地裁判決が示すこと—

市川章人（日本科学者会議会員）

断罪された基準地震動の審査過程の欠落

12月4日大阪地裁は、大飯原発の耐震性についての審査過程に「過誤、欠落」があり、被告・国（原子力規制委員会）を断罪、設置許可を取り消した。

原発の耐震設計は、近くの活断層が動いた時に予想される最大揺れを基準にする。これを基準地震動といい、加速度（ガル）で表す。大飯原発の場合、①まず、過去の地震データで作った経験式を使ってFo-B～Fo-A～熊川断層の面積から地震規模を導き、②次に、震源の特性と地震波伝播の特性を推定して変数にし、加速度を求める式に入れる。こうして関電は基準地震動 856 ガルを導出した。

②の変数は推定値だから不確かさを伴う。審査ガイドは、安全のため、変数に加速度が大きめになる扱いを求め、これを「不確かさの考慮」とした。

一方、①の式で求めた地震規模は平均値である。審査ガイドは、平均より大きい地震規模も考慮するよう求め、「ばらつきの考慮」とした。

■ばらつきを考慮すると基準地震動は 1.34 倍に

ところが、856 ガルには、不確かさは考慮されていたが、ばらつきは考慮されていなかった。

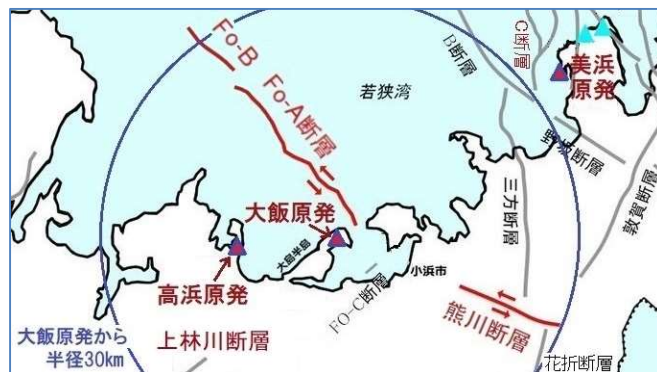
原告は、最低限のばらつき考慮として標準偏差を使えば、1.34 倍の 1150 ガルになると指摘。国は、ばらつきは不確かさでカバーされると抗弁した。

しかし、規制委員会は、自ら策定した審査ガイドで2つの概念を別々に規定した。説明文書も出していた。追い詰められた国は、裁判長に促され渋々標準偏差で計算した。結果は812ガル。なんと、ばらつきを認める代わりに不確かさを外したのだ。2つの規定をわざと混同し、審査は正当だと強弁する国を大阪地裁は断罪した。

この裁判で明らかになったのは、第一に、どの原発でも認可取消しと審査やり直しが必要なこと、第二に、規制委員会が自ら掲げた「高い倫理観」「常に世界最高水準の安全を目指す」「国民の安全最優先」という誓いと使命を投げ捨てたことである。

■高浜原発1号機の圧力容器も安全性の前提崩壊

運転開始後 45 年の高浜原発 1 号機は圧力容器の鋼鉄の劣化(粘り強さの低下)が日本で最も激しい。



100℃弱以下で特に脆く、緊急注水時に破裂の危険がある。約 340℃の高温容器への冷水は容器壁の内面外面の収縮差による破壊力を生むからである。

関電は、運転 60 年時点の粘り強さを予測して、急冷時にどの温度でも粘り強さ（抵抗力）が破壊力に勝ることをグラフで示し、最大揺れ 700 ガルの力が加わる場合でも（青線）、曲線の交差に至らず、安全だという。

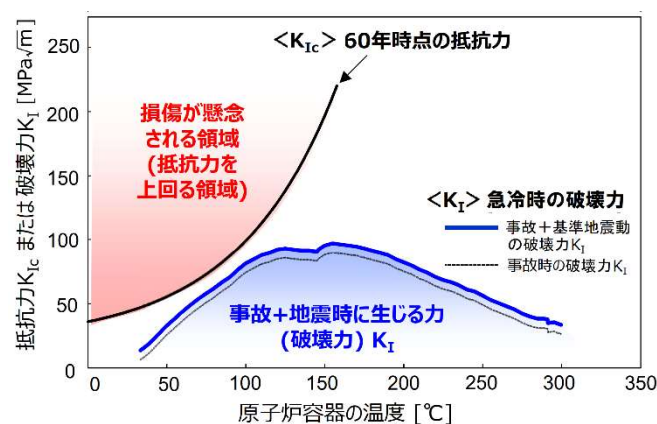
しかし、ここに「ばらつきの考慮」を加えると 1.34 倍の 938 ガルになり、青色破壊曲線はもっと上にずれ、抵抗力曲線と交差寸前になる。

一方、抵抗力曲線は、10年前はもっと左にあったがデータと合わず右へずらした。たった5回のデータによる予測だから信頼性は低く、さらに右へずれて破壊力曲線と交差する可能性がかなり高い。

さらに、①の経験式を、主に外国の地震データに依存した現行式でなく、日本の地震データに基づくより正確な式にすれば、基準地震動は 1.81 倍になり、破壊力曲線は一層上にずれ、交差必至である。

高浜 1 号機は絶対に稼働してはならない。極めて疑わしい安全性に命をゆだねるのはごめんである。

(當仵世話人)



▲緊急注水時に生じる圧力容器の破壊力と抵抗力のグラフ(関西電力の資料を加工)

編集後記 1月22日核兵器禁止条約が発効。世界的な廃絶の始まり。いろんな所・方法で発信して行こう。(長長)

編集・発行:非核の政府を求める京都の会 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町 4-13 教育会館別館 1 階

Tel・Fax:075-771-0729 Mail:hikaku-kyoto@nifty.com ホームページ [http:// hikaku-kyoto.la.coocan.jp/](http://hikaku-kyoto.la.coocan.jp/)